（前のページより続き）

〔官庁報告〕

官庁事項

人事院年次報告（業務状況報告）
（内閣）
伊江島補助飛行場の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告（防衛省）　一三
キャンプ・シュワブの一部土地に関する裁決の申請等に関する公告（同）　一三
キャンプ・ハンセンの一部土地に関する裁決の申請等に関する公告（同）　一三
金武ブルー・ビーチ訓練場の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告（同）　一三
嘉手納弾薬庫地区の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告（同）　一四
キャンプ・マクトリアスの一部土地に関する裁決の申請等に関する公告（同）　一四
トリイ通信施設の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告（同）　一四
キャンプ瑞慶覧の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告（同）　一五
ホワイト・ビーチ地区の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告（同）　一五
那覇港湾施設の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告（同）　一五
嘉手納飛行場の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告（同）　一五
九州地方整備局公示（九州地方整備局）
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了
（人事院）　一六
税理士試験免除者公告（国税審議会）　一六

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和元年度令和二年四月分）、（令和二年度令和二年四月分）（財務省）　一六〇

省　令

○財務省令第五十四号

国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第二十二条の規定に基づき、国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月三十日

財務大臣　麻生　太郎